

議案第 12 号

橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
ので、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 28 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例

橋本市特別職給与条例(平成 18 年橋本市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに支給する給与の特例措置)
- 2 この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、橋本市特別職給与条例(以下「特別職給与条例」という。)第 3 条に規定する給料月額を支給に当たっては、給料月額に次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

市長	100 分の 10
副市長	100 分の 10
- 3 特例期間においては、特別職給与条例第 3 条第 2 項に規定する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 前 2 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。